

# 地名を含む商標の登録と使用に関するガイドライン

関連当事者による地名を含む商標出願・登録に係る禁止規定、安定性リスク及び権利範囲に対する認識を向上させ、商標申請者及び使用者が信義誠実と権利濫用防止の原則に従い、適切な商標の登録出願と使用について指導するため、本ガイドラインを制定する。

## 一、地名を含む商標についてよく見られる状況

関連当事者は、以下の状況に該当する標章を商標として登録または使用することを避けなければならない。関連状況に該当する商標の登録出願は、商標法第10条第1項第2号、第7号、第8号、第10条第2項などの具体的な規定に違反するものとして拒絶される可能性があり、すでに登録されている場合には、法に基づいて無効宣告されるリスクに直面する可能性がある。

### (一) 国名

関連当事者は、国名を含むまたは国名と同一または類似の標章を商標として登録または使用することを避けなければならない。

例：「西班牙（スペイン）」、「ラ脱维亚（ラトビア）」、「安道尔（アンドラ）」など

ただし、当該国政府の同意を得ている場合、または関連標章が明確なその他の意味を持ち、公衆の誤認を生じさせない場合、または国名部分と標章のその他の顕著な部分が互いに独立し、単に申請者の出身国を偽りなく示す役割を果たす場合を除く。

### (二) 県級以上の行政区画の地名

「県級以上の行政区画の地名」には、省級行政区（省、自治区、直轄市、特別行政区など）、地級行政区（地級市、地区、自治州、盟など）、県級行政区（市管轄区、県、県級市、自治県、旗など）が含まれる。具体的な範囲は、中国の民政部が発表した「中華人民共和国行政区画簡冊」に準じる。

関連当事者は、以下の状況に該当する標章を商標として登録または使用することを避けなければならない。

#### 1. 県級以上の行政区画の地名からなる標章

2. 県級以上の行政区画の地名を含む標章

3. 文字の構成は県級以上の行政区画の地名とは完全に同一ではないが、字形、読み方が類似し、その地名を公衆に誤認させるのに十分なものであり、産地誤認が発生しやすい標章

4. 2または2以上の行政区画の地名の略称からなり、関連する公衆に産地などの特徴誤認を生じさせやすい標章

5. 地名には別の意味があるが、地名を「市、県、区」などと組み合わせて使用し、地名を意味することが明らかな標章

例：「安徽」（省）、「内蒙古」（自治区）、「重慶」（直轄市）、「香港」（特別行政区）、「合肥」（市）、「延辺」（自治州）、「阿克蘇（アクス）」（地区）、「錫林郭勒（シリントル）」（盟）、「肥東」（県）、「豊寧」（自治県）、「巢湖」（県級市）、「蜀山区」（市轄区）、「冀」（河北省略称）、「Anhui」（安徽のピンイン）、「青蔵、川蔵」（指定役務：観光旅行など）など。

### （三）一般に知られている外国の地名

中国の公衆に知られている中国以外のその他の国または地域の地名を指し、正式名称、略称、外国語名、及び一般的な中国語訳名などが含まれる。

関連当事者は、以下の状況に該当する標章を商標として登録または使用することを避けなければならない。

1. 一般に知られている外国の地名からなる標章。

2. 一般に知られている外国の地名を含み、産地誤認が発生しやすい標章

3. 文字の構成は一般に知られている外国の地名とは完全に同一ではないが、字形、読み方が類似し、その地名を公衆に誤認させるのに十分なものであり、それにより産地誤認が発生しやすい標章

例：「哈瓦那（ハバナ）」（キューバの首都、有名な都市名）、「麻省（マサチューセッツ）」（米国マサチューセッツ州の略称）、「トスカナ（トスカーナ）」（イタリアの大区名、ルネサンスの発祥地）、「佛羅倫薩（フィレンツェ）」（トスカーナの首府名、イタリアの観光の名所）、「小巴黎（リトル・パリ）」など。

（四）ある商品を生産したり、ある役務を提供したりすることで知られる県級以下（県級を含まない）の行政区画の地名または中国の公衆に知られて

## いない外国の地名

県級以下（県級を含まない）の行政区画または中国の公衆に知られていない外国の地名を指し、その該当地域自体がある商品を生産したり、ある役務を提供したりすることで有名で、指定商品や指定役務に使用すると関連する公衆に産地誤認を生じさせやすい場合、当事者は上記標章を商標として登録または使用することを避けなければならない。

例：

「西街口」（指定商品：フレッシュフルーツ、フレッシュハーリック）

（注：「西街口」は雲南省昆明市石林イ族自治県の管轄下にある町の名前で、この町が産出する西街口ピーパーノ、西街口ニンニクなどの農副産物は高い知名度を誇っている）

「今治」（指定商品：織物タオル、毛布など）

（注：「今治」は日本の1つの市名で、この市のタオル生産量は日本一で、関連する公衆の中で一定の知名度を有している）など。

### （五）政治的な意味を有する地名

関連当事者は、赤色革命の根拠地、重大な政治事件の発生地などを含む、一定の政治的意味を持つ地名を商標として登録または使用することを避けなければならない。

例：西柏坡など

### （六）国家級新区又は国家級重点開発区域の名称

関連当事者は、中国全体の発展戦略と密接な関係にある国家級新区、国家級重点開発区域名及びそれらの標準的な略称と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：雄安特区（国家級新区）、浦東新区（国家級新区）、広州経済技術開発区（国家級経済開発区）など

ただし、申請者が国務院及びその授権部門の同意を得たことを証明する書面の証明書類を提示できる場合を除く。

### （七）宗教活動の地点、場所などの名称

関連当事者は、宗教（仏教、道教、イスラム教、キリスト教、天主教など及び異なる教派の支部）及び民間信仰などの活動地点、場所の名称と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：「MECCA」（イスラム教の聖地「メッカ」）、「玄妙観」（よく見られる道観名）、「雍和宮」（中国チベット仏教寺院）など。

#### （八）地名を含む国の重大事項名称

当事者は、中国の政治、経済、文化、社会発展と密接な関係にある国の重大プロジェクト、重大事項名称等と同一又は類似の標章を商標として登録又は使用することを避けなければならない。

例：「港珠澳大橋」（申請者は授権資格を提出していない自然人である謝某）

ただし、申請者が関連部門の許可を得たことを証明できる書面の証明書類を提示することができ、かつ中国の社会公共利益と公共秩序にネガティブでマイナスな影響を与えない場合を除く。

#### （九）山川、河川、観光地、建物などの名称

当事者は、使用を目的とせず、山川、河川、観光地名、建物などの公共資源名を商標として大量に登録したり、使用したりすることを避けなければならない。

上記の地名を商標として登録することを禁止する規定については、以下の場合には適用されない。1つ目は、商標に含まれる地名が他の顕著な特徴を持つ要素と相互に独立しており、地名が単に出願人の所在地を偽りなく示す役割を果たしている場合。2つ目は、地名が団体商標、証明商標の構成部分である場合。

### 二、地名を含む登録商標の規範的な使用、合理的な権利保護及び他人の正当な使用

#### （一）地名を含む登録商標の規範的な使用

商標専用権者は、登録商標の使用を規範化しなければならない。登録商標を使用する場合、承認された登録商標の標章および承認された商品または役務を限度とし、商標における地名部分を自ら変更、顕在化、簡略化、追加、変形または分割して使用するなどしてはならない。承認された使用範囲外の商品や役務について登録商標専用権を取得する必要がある場合、または登録商標の標章を変更する必要がある場合には、別途登録申請を提出しなければならない。登録された地名を含む団体商標と証明商標については、登録申請時に提出された使用管理規則に従って使用しなければならない。

#### （二）地名を含む登録商標の合理的な権利保護

登録商標専用権者は、信義誠実の原則と権利濫用禁止の原則に従い、自分自身の権利を合理的に行使し、保護しなければならない。関連地名のみを地域の由来を示す、非商標的な意味での善意の使用は正当な使用とみなすべきであり、登録商標専用権者は、登録商標の地名と同一であるという理由で、使用を禁止する権利を有しない。

### (三) 他の市場主体の正当な使用

他の市場主体が地名を使用する場合は、登録商標専用権を十分に尊重しなければならない。使用方法は「正当で合理的」な範囲を超えてはならない。他の市場主体が登録商標の地名を使用する場合は、関連地名を地域の由来を示す非商標的な意味での善意の使用に限定されるべきであり、公衆に産地誤認を生じさせないように、他人の商標の名誉に取り入ったり、商品や役務の出所を混同させたり、商品や役務の出所ではない地名を使用したりしてはならない。

### 三、地名を含む商標の譲渡に関する注意事項

当事者は、地名を含む商標を、実際に使用すると公衆に産地または出所の誤認を生じさせる譲受人に譲渡することを避けなければならない。同時に、地名を含む団体商標又は証明商標の譲渡に関しては、譲受人は「団体商標、証明商標登録及び管理弁法」及び「商標審査審理指南」に規定された主体資格及びその他の関連する要件にも合致するものでなければならない。

### 四、検索

#### (一) 県級以上の行政区画地名

中国行政区画の県級以上の地名を照会するには、中国民政部の公式サイトにログインして照会することができる。<http://xzqh.mca.gov.cn/map>

#### (二) 地名を含む商標が拒絶された先行事例

公開されている先行事例の検索クエリは、以下のWebサイトを参照できる。(商標の審査と審理業務は、個別審査の原則に従っていることを考慮すると、異なる事案を審査審理する場合に、さまざまな要因により異なる結論に達する可能性があるため、先行事例は参考として使用すること)

1. 国家知識産権局商標網商標評審裁定/決定文書公式サイト

<http://wsgs.sbj.cnipa.gov.cn:9080/tmpu/pingshen/getMain.html>

2. 北京法院網（北京裁判所ネットワーク）

<http://bjgy.bjcourt.gov.cn/paper.shtml>

### 3.中国裁判文書網

<https://wenshu.court.gov.cn/>

出所:

国家知識産権局ウェブサイト 2023 年 1 月 19 日

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/19/art\\_66\\_181566.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/19/art_66_181566.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。